明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**一八一～一八七）　一

○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**一八八、一八九）　七

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**一九〇～一九二）　八

○航路標識に関する件（**海上保安庁**二九）　一〇

〔**官庁報告**〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　三

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　一五

地方公共団体

解散命令、教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　四五

会社その他

会社決算公告　四九